

平成 22 年第 4 回更別村議会定例会会議録

平成 22 年 12 月 8 日

平成 22 年第 4 回更別村議会定例会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 22 年第 4 回更別村議会定例会を開会いたします。 <p style="text-align: right;">(10 時 00 分)</p>
議 長	村長より招集の挨拶があります。
村 長	岡出村長 本日ここに、平成 22 年第 4 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走の大変ご多忙の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。 今年は気象変動の大きい記録的な猛暑の年となり、特に農作物にこの猛暑の影響が出たところがございますが、農業者を始め、関係者の懸命な努力によって、被害が最小限に食い止められましたことに対し、農業者を始め、関係機関のご尽力に心から敬意を申し上げます。 村づくりの面におきましては、内外情勢、大変厳しい環境の中ではありますが、おかげさまをもちまして計画する各種事業、ほぼ順調に進めさせていただいており、議会を始め村民の皆様のご協力に深く感謝を申し上げます。 しかしながら、昨今、地域格差の拡大と地方の経済が厳しさを増しており、その中、先般、国の追加経済対策がようやく成立を見たところがございます。村としても情報を的確に把握をしながら、追加の経済対策を急ぎまとめ、対応してまいるのでございます。 今定例会におきましては、条例改正に関するもの 3 件、村有財産の無償譲渡の件、村の境界変更の件、中札内村との指導主事共同設置の件、各会計の補正予算関係 5 件となつてございまして、それぞれご提案を申し上げますので、ご審議をお願いするものでございます。 よろしくお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。
議 長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。

(10時03分)

- 議長 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
- 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において3番菊地さん、4番堂場さんを指名いたします。
- 議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
堂場議会運営委員長
議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。
さきに、第4回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、去る12月1日午前10時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。
その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から12月17日までの10日間とし、会期日程については、お手元に配布したとおりといたしました。
以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしく願い申し上げます。
- 議長 委員長の報告が終わりました。
議長 なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議長 日程第3、会期決定の件を議題とします。
おはかりいたします。
本定例会の会期は、本日より17日までの10日間といたしたいと思
います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は10日間と決定しました。
- 議長 日程第4、諸般の報告をいたします。
諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承
承願います。
次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を
を求めます。
高橋総務厚生常任委員長
(総務厚生常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)
- 議長 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を
を求めます。
松橋産業文教常任委員長
(産業文教常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)
- 議長 これで常任委員会の報告を終わります。
議長 日程第5、一般行政報告を行います。
一般行政報告は文書で配布されております。

議 長

これで村長からの一般行政報告を終わります。
ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行ない
ます。

教 育 長

日程第 6、教育行政報告を行います。
教育行政報告は文書で配布されております。
なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。
阿部教育長

教育行政報告の補足説明をさせていただきます。
1 点目の平成 21 年度更別村教育委員会の活動状況に関する点検・評
価報告書についてであります。これにつきましては平成 20 年 4 月 1
日に改正、施行されました地方教育行政の組織と運営に関する法律に
よりまして点検評価・報告書を作成し、議会への提出並びに公表が義
務付けられましたことに伴いまして、教育委員会といたしまして平成
21 年度の活動状況等について点検評価を行いまして報告書をまとめ
たものでございます。

その報告書を今回、議会に提出するところでございます。

報告書の内容につきましては、説明を省略させていただき、内容を
ご覧いただきたいと存じます。

次に 2 点目、3 点目の報告につきましては村内の中学生及び小学生
がスポーツの分野で北海道大会等に出場し、活躍されました内容につ
いてのご報告であります。詳しい内容の説明は省略をさせていただきます。

4 点目、北海道更別農業高等学校校舎等の早期改築整備の要望につ
いてでございますが、9 月の第 3 回定例会の折には、改築整備の要望
書とお寄せをいただきました 5, 125 筆の署名を北海道教育委員会に出
向いて提出した旨の報告をさせていただきましたが、今般、先の提出
後に寄せられました 930 筆の署名と要望書を 11 月 19 日、十勝教育局
長宛持参提出し、要望を申し上げたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議 長

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

議 長

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行ない
ます。

この際、関連がありますので、日程第 7、議案第 56 号、更別村行政
区域条例制定の件と日程第 8、議案第 57 号、更別村特別職の職員で非
常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
制定の件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長

議案第 56 号、更別村行政区域条例制定の件でございます。
更別村行政区域条例を別紙のとおり制定するものでございます。
理由といたしましては、行政区活動の自主性と自立を促進するた
め、更別村行政区設置条例を廃止し、これに伴って行政区を形成する
行政区域を明らかにする必要があることから、この条例を制定しよ
うとするものでございます。

改正要旨でございますが、1、行政区の区域及び名称を定める。2、更別村行政区設置条例を廃止するという事になってございます。

本件に関しましては、本年1月実施の行政区懇談会におきまして、区長報酬の見直しの方向性をお示しするとともに、8月24日及び11月29日開催の行政区長会議におきまして、区長報酬を廃止し、区の自立活動促進のため、区補助増額の改正を説明申し上げ、村の改正案について理解を賜ってまいったところでございます。

なお、これら詳細につきましては上田住民生活課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提案説明といたします。

続きまして議案第57号でございます。

更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、更別村行政区設置条例の廃止に伴い、報酬の区分及び名称並びに額を改正するため、この条例を制定するものであります。

改正要旨でございますが、報酬の額の行政区長に関する項目を削るという内容でございます。

この改正の内容につきましては、次のページ、改正条例の本文でございますが、現行、改正後と載せてございますが、アンダーラインを引いたところをそれぞれ改正するという事でございます。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

これにつきましても先程56号で申し上げたとおり、詳細につきましては上田住民生活課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

上田住民生活課長

議 長
住民生活課長

(議案第56号、更別村行政区域条例制定の件、議案第57号、更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、補足説明を行った。)

説明が終わりましたので、これから議案第56号と議案第57号に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番 菊地さん

3番菊地議員

今、この条例案について色々と説明を伺いました
全員協議会においても説明を受けておりますけれども、何点かお伺いしたいと思います。

まず、廃止になります更別村行政区設置条例におきまして、現在区長さんの身分というものは非常勤特別職と位置づけております。特別職ということで、報酬と費用弁償が発生いたします。

この度、提出されました新条例案を拝見いたしますと、区長さんに対する報酬はなくすという方向性ということでよくわかりましたが、身分に対する位置付けというものが条例においてうたわれておりません。ボランティアとして活躍していただくというふうなことなのだろうというふうに説明を伺っていて私は感じましたけれども、今、地域力の低下ですとか住民自治力の希薄化ということが叫ばれている今の社会情勢の中におきまして、今ここで更別村が区長さんの身分をそういうふうなものから外してしまうということは、地域力の向上を考えました時にいかななものかというふうにちょっと感じます。ですので、そのことに関しましてどのように村として区長さんの身分というものを担保するのかということと、議案第 57 号の改正案の表を拝見しますと、この区分の中から行政区長さんというものが報酬とともに消えてしまいます。となりますと、費用弁償に関してはどのようなようになっていくのでしょうか。このことについてお伺いします。

議 長
住民生活課長

上田住民生活課長

今回の行政区設置条例の廃止につきましては、行政設置型の行政区から地域の自主性と自立を推進するために設置条例を廃止するものでございます。従って区長の報酬、活動等については全て行政区の皆さんに決定していただくということで従来型の行政区から一歩進んでいただくということでございます。

行政区長を条例で設定する場合、これは地方公務員法だとか、自治法がありまして、区長報酬を支払う場合は条例を制定しなければならないという規定がございまして、その件から今回、行政区設置条例を廃止して、その代わりに先程説明しました行政区を運営する際に細かい規定を作らなければならないということで、規則を制定するところでございます。従って先程の質問の行政区長の身分でございますが、設置条例では質問のとおり非常勤の特別職ということでございます。今回の改正に伴って、非常勤特別職は外れます。規則の中で区長の身分をうたってございまして、1 年間の任期でございますが、委嘱状を更別村長から交付をして従来通りのスタイルの中で行政区を運営していくという考え方でございます。

それと費用弁償に関しては、今回各行政区に従来の行政区長の報酬も合わせて活動費として交付するものでございまして、それぞれその行政区の中でそういった費用等については考えていただきたいということで村からの費用弁償は考えてございません。以上です。

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

報酬なしというのはよくわかります
費用弁償なしということで、もちろん日当等もないのではないかと思います。その際に今までと同じような活動として行政区長会議ですとか、そのようなことで村から招集をかけて出てきていただくということが今後ももちろん必要なことだと思うのですが、その際に現行では公務災害補償というような手当というのはどのようにお考えになっていらっしゃるか。というのは、私がなぜこのようなことを申し上げるのかと言いますと、行政区長さんというのは地域防災計画

が今年新しくなりましたけれども、それにおきましては災害時において重要な任務を担っていただくというふうになって区長というものがきちんと明記されております。そのような重要なことを地域防災上におきましては地域自治におきましては担っていただくというところにこれからもお願いしていかなければいけないところかと思っておりますけれども、そこでそういうものを全て村として離してしまうというふうなことでよろしいのでしょうか。それは私の中では逆に地域力を弱めてしまうことにならないかと危惧を持っておりますが、その点についてお答え願います。

議長
住民生活課長

上田住民生活課長

先程、行政区運営規則の中でもちょっと説明しましたけれども、第2条第2項の中で区長は区民の推薦した者を村長が委嘱するということがあります。従って従来通り、村長名でそれぞれ行政区長として委嘱するものでございます。従って、先程の公務災害等につきましては、村長が委嘱するということから当然、公務災害の適用になります。というふうなことで、規則の中でそういったことはうたっております

議長
1番赤津議員

1番 赤津さん

今、菊地議員が申し上げた中で、私も懸念するところがあります。総体的には今の時代の流れとして、この改正は大事なかなと思っております。理解は出来るのですが、区長の位置付けというのはちょっとやっぱり今までよりも心配なのです。一応、村長が委嘱をするということになってはいるのですが、本当に自主性と自立の行政区がこれから上手く活動するのかと心配なのです。この辺の噛み合わせがどういふふうに進めていくのか、そして今の内容を来年の4月からですから、わずかこれからの期間の中でどのように住民の皆さんに説明をしながらやっていくのか、その辺も時間がないのですが、わずか3か月位の間でこれからほとんど変わるので色々と住民も混乱すると思っております。

もう1つ大事なことは区民の生活が変化すると思っております。

ですから、その辺の状況をもう少し具体的に説明していただきたいなと思っております。

議長
村長

岡出村長

この行政区につきましては、53年以前は50を超える数の小集落となっていて、大変運営もそうでありますけれども、地域コミュニティについても問題があったということから、現在の24公区に再編成をさせていただいたということでございます。

この公区制につきましても30年を経過することとなりまして、ご承知のように、これまで行政区設置条例において地域のコミュニティの醸成だとか地域活動、それらのことに対しまして本当に大きな効果を上げてきたことは事実なことでございます。一方で報酬を支払われての非常勤特別職という重大な身分を要しているわけで、自由な活動の面において、やはり制限があったということもございまして。

それから今まで村が進めてきた公区会館の管理ひとつにいたしましても指定管理者制度を導入する中で村長が発令してきた非常勤の

特別職との間で指定管理者制度を契約するとか、補助金交付に際しましても同じ身分を要しての中の補助金交付ということで非常に自主自立の観点から申し上げまして、この部分についても多少問題があったということでございます。

それからこれはずっと言われてきたことでもございますけれども、やはり公区の運営に関する費用の件に関しまして、行政区長の報酬にその費用が偏ってしまっているのではないかとということが長く指摘されておりまして、公区においてはそれを全額寄付するというようなことも言われておりますし、行事の度に行政区長さんが色々な気遣いをしてきたということが言われておりまして、やはりこれは改善していかなければならないことだと私は思っていたところでございます。

先程申し上げたとおり、ここに来て30年を経過しましたことから、やはり見直しをしてまいりたい、このことにつきましては一貫して行政区長会議あるいは行政懇談会等で私は申し上げてきたつもりでございます。

行政区の区長さんを当然区の方々が選ぶ、そしてそれに対する費用等についても区の方で決めていただく、そのごく当たり前のことをやはりこれからはしていただく、その中で現在までの行政区の組織、あり方というものを崩してしまうのではないかと懸念があるわけでありまして、それを残すために今回、規則を新たに制定して従来の組織を維持しているということといたしたわけでありまして。

それから行政区長さんの任務といたしましては、防災だとか各種組織の中で大きな役割を担っていただいておりますので、そのためにも規則でうたい込みをさせていただいたところでございます。そして先程から区長さんに万が一のことがあったらというお話もございましたけれども、それにつきましてはこういう規則の制定の中で公務災害等は救われているのではないかと思っているところでございます。また色々な役割を持ってございますので、今回区長さんの役割というもの区全体のなかで再認識をしていただいて、区長さんの仕事の重みの中で区長さんに対する経費等はそれぞれの区で算定し、お支払をしていただく、これがやはりこれからの区のあり様ではないかと思っているところでございます。

色々申し上げましたけれども、私はこのような考えのもとにこの改正をさせていただきたいと思っているところでございます。

以上であります。

1番 赤津さん

村長の説明で内容についてはわかりました。

私は全て否定しているわけではなくて、やることについては時代の流れということで先程申し上げております。

それでそれぞれの行政の指導として去年までですと活動費、行政区は活動費は予算で3,000千円位でやっている。それから今度は約190千円、プラスすると単純割で1つの行政区で活動費というのは120千円位がいつも出ていたと思います。それプラス区長費が全部行くとすると約300千円以上のお金がそれぞれの町内会に行くという理解している

議長
1番赤津議員

のですね。

それとそれに対する区長さんにそれぞれ任せるというのですが、ある程度のモデル的な分野を作ってあげないとちょっと混乱すると思います。だからその辺の指導も含めて短い期間ですが、3か月の残っている期間できちんと説明をして混乱の起きないようにお願いしたいと思っております。

活動費はおよそどの位なのか。

上田住民生活課長

議長
住民生活課長

従来、区長報酬に関しては192千円でした。ですから4,600千円が各行政区長さんに支払われておりました。全体の報酬と助成金を合わせと大体7,500千円程度が行政区、それから区長さんに支払われておりました。これが今回の改正で、区長報酬も合わせて活動費として支払われるものですから、この金額と大体同じくらいな7,500千円程度がそれぞれ行政区に支払われます。従って、今質問にあったとおり、1行政区では290千円から360千円程度の支給になってございます。

それと今後の運営にあたっての指導の話ですけれども、今回行政区長の報酬が区に直接支払われるということで区の規則が改正になっていくのではないだろうかということで、この件に関しては私どももそれぞれの行政区に対して、こういう必要性がありますよということで指導していきたいと考えております。以上です。

4番 堂場さん

議長
4番堂場議員

私も心配はしていたのですが、村長の説明で行政区長については任命で今までとなんら権限は変わらないという説明を受けましたし、またこの区長手当192千円が今度は行政区の活動費としてプラスされるということも私は良い方法だと思っております。

そんなことでこの件については異論はないのですが、ひとつお聞きしたいのは、先程、菊地議員が質問した中で区長会議等で報酬はなくなつて、交付金として区に行く、区長会議等の日当等についてもなくなつたということで、それは行政区から払って下さいというような説明を受けたのですが、そういうことでよろしいのですか。

岡出村長

議長
村長

これまでも行政区長会議を開催させていただいております。

その中で村が発令した行政区長しか出席出来なかったのです。そして代理の方が出席されても、その手当については一切なかったということでございます。今回、規則の中で副区長、その役員というものも見させていただきましたので、その区長会議の出席の際に区を代表して出ていたものについては、公務災害の対象にしていくということでもあります。そして、これまでもその費用等については区の方で見ていただいたと思っておりますけれども、これらの会議の出席についての経費等については、区の中で見ていただきたいという指導をしてまいりたいと思っております。

それからこれらの制度改正に伴いまして、1月に各行政区で懇談会を持ちますので、その中でこれらの問題について詳しく再度説明をして理解をしていただきたいと思いますと思っております。以上です。

議 長
4 番 堂場議員

4 番 堂場さん

先程、赤津議員も質問しておられましたが、短期間で3月になったら任期が終わって各行政区の総会等もあります。そんな関係で今言われたことは区長会議に行っても日当も出ないというようなことはよく指導していただかなければ勘違いされると思いますので、その辺よろしくお願いいたします。

議 長
村 長

岡出村長

この改正内容、区に対する補助交付金につきましては、先般の11月29日の区長会議においてきちんとお示しをしてきたところでございます。再度、年明けの行政区懇談会において説明してまいりたいと思っております。以上です。

議 長
議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから議案第56号、更別村行政区域条例制定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第56号、更別村行政区域条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長
議 長
議 長

暫時休憩いたします。(10時50分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(11時05分)

これから議案第57号、更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第57号、更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

この際、関連がありますので、日程第9、議案第58号、更別村地区体育館設置条例の一部を改正する条例制定の件と日程第10、議案第59号、村有財産の無償譲渡の件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長

議案第 58 号、更別村地区体育館設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村地区体育館設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、教育行政財産である更生地区体育館につきまして、老朽化等により今後、体育館としての利活用が難しいことから、行政財産の用途を廃止することに伴い、この条例を制定するものでございます。

改正要旨といたしましては、体育館の名称及び位置の表から、更生地区体育館を削るという内容でございます。

次のページをお願い申し上げます。

改正条例の本文でございますが、改正後、現行と対比表を載せてございます。現行の更生地区体育館、位置も示してございますが、これらにつきましては、削除をして廃止をするということでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというようにしてございます。

本件について、これまでの経過等を含めて若干説明させていただきたいと思いますが、更生小学校につきましては、平成 2 年 3 月に廃校となりまして、校舎は平成 12 年に取り壊しをしたということでございます。屋内体育館につきましては、その後、地区体育館として地域住民に利用されてきたところでございますが、スポーツ人口の減少や競技内容の多様化により、利用率が減少したということでございますし、また老朽化により体育館内部も腐食が進んでまいりまして危険な状態となり、ほとんど使われないような状況になったところでございます。

このような状況の中で、利活用について議会の方からもご質問をいただくとおりとなりまして、管理方法について検討が必要とされてきたところでございます。

この地区体育館の利活用に関しましては、公区並びに農業団体等も利活用出来ないかということで協議を重ねてまいりましたけれども利活用出来ないということであったところでございまして、そのような経過の中から平成 21 年度からこの施設を休止してきたところでございます。様々な角度から検討の結果、老朽化等により今後、体育館として利活用が難しいということの結論に至りまして、今般、教育財産の用途を廃止するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第 59 号、村有財産の無償譲渡の件でございます。

次のとおり、村有財産を無償譲渡しようとするものでございます。

譲渡する財産につきましては、議案第 58 号で説明の施設でございますが、所在、名称、面積、それぞれここに記載してございますのでお目通しをいただきたいと思います。

譲渡先でございますが、更別村字更別南 2 線 92 番地、更別村農業協同組合、代表理事組合長、細矢芳巳となっております。

理由といたしましては、農業振興とりわけ畜産振興の政策の実施にあたり、村財産を有効活用することを目的として申出があったことから地方自治法第 237 条第 2 項の規定により建物を無償で譲渡をするため、議会の議決を求めるものでございます。

この件に関しましても説明を加えさせていただきますが、先程、58 号で説明のとおり、村としては利用することが出来ないという結論に至りまして、その後、更別 TMR センターの建設の話がありまして、その中で今般、前議案で普通財産への変更をお願いするところがございます。その普通財産となったものを今般、更別村農業協同組合から農業振興のために更別 TMR センター整備にあたって利用したいという申し出がありましたので、本村の酪農畜産振興のために無償で譲渡するものでございます。

ご審議いただきますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりまして、これから議案第 58 号と議案第 59 号に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6 番 松橋さん

6 番松橋議員

有効活用していただける可能性があるのですが、そのことについては賛成したいと思うのですが、更生小学校の跡地は共進会場になっています。それで共進会場の跡地と、そういうことについてのお考えは。これは農協が考えることで村としては関係しないということですか。

議長
産業課長

五十嵐産業課長

共進会場の話が出た中で村長の意向としても村の用地も活用しながらということで検討を命ぜられていました。

それで本来は農協が主催者ですから、農協の土地をとという思いも農協にありましたし、私どもも今使っているところが勝手になくなってしまいうということ、それでは困るということ、何がしか検討させてほしいということ、投げかけてきたところでもあります。

先般、話の中ではふるさと館はどうだという話もしたりして、議員さんの話の中から、あそこは危険ではないか、上更別から更生へ行ったという経過もお話されていたこともありましたが、そんなのも思いながら向こうとも投げかけたところですが、先般、農協の方で農協としても候補地が何か所かあるらしいのですが、その関係する部会とかの意向で当面、休止しようということになったと伺っております。また、その話が出てきて再開するという事になれば、また検討をするという考えで、とりあえずは場所については、今のところは休止ということですので検討を中断したところでもあります。

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

今、課長の説明にもありましたが、正式には中止とか休止とかは聞いてはいません。そういう話が伝わってきているのは事実なのですが、畜産振興と言いながら、村も 40 回程、共進会を続けてきて

おります。今年は口蹄疫の問題がありまして、全道共進会はお休みになったということもあります。それでお言葉では畜産振興と言いながら、これはJ Aの問題だとは言わせませんけれども、共進会を休止します、場所がなくなりましたから。

実は私自身も鳥取全共の実費で行ってまいりました。それで九州は口蹄疫で非常に苦勞しまして、長崎全共が2年後に決まっています。この間、勢いをつけるために、わざわざ県も予算を使って前哨戦をやりました。それで北海道も参加すべく、うちの村の生産者の一部にも共進会に向けて前提をしている中で、行政の今言っている言葉等を含めまして、休止とかというのは正式には聞いておりませんからあれですけれども、場所がなくなったから、生産者が不要ないというかは別として、前に別の会議でJ Aの担当にも言いましたけれども、それはJ Aの問題なのか、畜産振興する気持ちがあるかないか、取り組みの問題だと思ふのです。県を上げて全共を呼ぼうとする県がある中で北海道も呼びなさいと言った時に予算がないから出来ませんよと十勝で言っている中で、共進会というのはただのお祭りにするのか、畜産振興の目玉にするのかというのは考え方が違うので、体育館の譲渡の話とは別ですけれども、そこら辺はきっちり行政としてもJ Aが休止しますから、はいわかりましたでは困ると思ふのですけれども。村長の考えがあればお聞きしたいと思ふのですけれども。

議 長
村 長

岡出村長

私は今、畑作と酪農畜産との割合が大雑把でありますけれども、7、3 というような形で村の農業が推移してきたわけでありましてけれども、畑作に取りましても酪農畜産は大切なのです。そして畑作の分野の小麦の麦稈の利用だとかサイクルを見ましても、この体系が崩れてはいけないということを再三申し上げてきたところでございます。そこで私も何回か更生の地区で行われる共進会を見させていただく中で多くの方々、そして乳業メーカーの乳製品、消費拡大のイベント等を見まして、やはり危険だという話があって、あそこに行ったような話も聞きますけれども、やはり安全性を保った中でふるさと館の畑の一部を利用して市街の方々にもそういうものを見に来ていただいて酪農、畜産というものの理解、そして消費拡大策の一環として大いにそういうものを利用させていただきたいと私は申し上げてきたところでございまして、今回中止という決定ではございませんけれども、品評会というものが更別村の酪農畜産の発展にも寄与してきていることでもございますので、このことについては主催者がJ Aでございまして、よくこの辺を話し合いしながら進めていきたいと思っております。

私は伝統を崩したくないし、今後の酪農畜産の理解、乳製品の拡大等のことから言ってもなるべく更別村の近い所で安全性を保ちながら続けていただきたいという考えを持っているところでございます。

議 長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

力強いお言葉ありがとうございます。

やはり畜産の振興、農商工連携とこれからそういう問題が出てくる

中で子供達の教育のためにも共進会は牛が暴れたり、馬が暴れたりすることはありませんから。きちんと調教してくるのですから。危ないという意味が理解出来なかったのですけれども。

今、村長から力強いお言葉がありましたので、是非、農協に働きかけまして、ひとつよろしく願いいたします。

議 長 他に質疑はありませんか。
(ありませんの声あり)

議 長 これで質疑を終わります。
これから議案第 58 号、更別村地区体育館設置条例の一部を改正する条例制定の件に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 58 号、更別村地区体育館設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第 59 号、村有財産の無償譲渡の件に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 59 号、村有財産の無償譲渡の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 11、議案第 60 号、村の境界変更の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長

村 長 議案第60号、村の境界変更の件でございます。
地方自治法第7条第1項の規定により、河西郡更別村と中川郡幕別町との境界の一部を次のとおり変更することを北海道知事に申請することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
編入する区域でございますが、中川郡幕別町忠類朝日139の1から139の3まで、139の9、139の10、141から144まで、145の1から145の3まで、204の3、224の2、225、元忠類549の5及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部となっております。
この件に関しましては、長年の懸案事項でありました、旧忠類村、現在の幕別町との町村境界について協議を続けてまいりました。
この間、関係する地権者及び地域住民と協議、説明を行い、理解も

得られまして、両町村の協議が整いましたことから、議会の議決をいただこうとするものであります。

この境界を変更しようとする詳細の位置につきましては、別冊の議案資料をご覧いただきたいと存じますが、斜線部分の 379,581.36 平方メートルにつきましては、幕別町から更別村に変更するものであります。

町村の境界変更につきましては、両町村の議会議決を経た後に、連名による境界変更の申請書を北海道知事に提出し、道議会の議決を経て総務大臣に提出するものでございます。

この一連の手続きが完了することにより、告示がなされ、河西郡更別村と中川郡幕別町との境界の変更を終了することとなります。

以上で提案理由の説明といたします。

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

1 番 赤津さん

1 番赤津議員 今こうやって議案が提出されて議決の段階になったということは、私も本当に良かったなという思いであります。

何よりも私はこの問題について重要なことは土地が多いとか少ないとかの問題ではなく、そこに住んでいる関係住民の皆さんが不利益を被ったわけでありますので、本当にこのことが解決して良かったなと思っております。

そこで村長に、そういった長い間の関係住民に対するひとつの村長としての思いというか、ひとつのコメントというか、その辺をもしも聞ければありがたいなというふうに思っていることと、もうひとつは歴代の首長さん、岡出村長で 7 代目かな、本当に過去の村長さんは一生懸命このことに対して解決しようとしたのですが、なかなか出来なかったのです。どうして今回、このように上手く解決出来たのか要因は何かなと思っております。

個人的には合併がこうなったのかなと思っておりますが、岡出村長のそういった要因の見解というか、そのことがあればひとつお聞きしたいなと、その 2 点についてご答弁をお願いしたいなと思っております。

議長 村長

岡出村長

お答えを申し上げたいと存じます。

この村界の問題につきましては、長年の懸案事項で、諸事情によりまして正式な協議には至らなかったというところでございます。

しかし、平成 19 年に私が村長に就任した時に、この境界の問題は私も承知をしてございましたので、事情の詳しい当時の幕別町の遠藤副町長とざっくばらんに話し合いをして、やはり住民のことを考えて優先して問題の解決にあたろうということで話し合いが整ったところでございまして、その後、忠類総合支所を窓口としながら、調査、懇談、それぞれ非公式でありますけれども、協議を重ねて、また第一番目の地権者のご意向等も把握する中で調査を進めてきたところで

ございます。これらの作業には多少時間を要したところでございますけれども、ある程度、方向性が見えた段階で平成 21 年 8 月には議会の方にも報告をさせていただき、また議会の方も調査等を進めていただいたところでございます。

これらの経過を踏まえて、平成 21 年 11 月 20 日に私が幕別町に出向きまして、岡田町長に文書によって正式に協議をしていただきたいということを申し入れたわけであります。

これまでの色々な更別村における経過等はございますけれども、私が出向く形で町長に申し入れをいたしまして、その中で岡田町長も正式協議を開始しようという英断をいただいたわけでありまして、このことに関しましては忠類地区の皆さん方、そして幕別町当局に対しても心から私は感謝を申し上げてきたところでございます。

その後、測量の問題だとか、道との協議、そして地権者の方々の説明、これらを経て最終的には一番重要な区画割の問題を決めて、本年の 9 月 7 日に確認書を正式に取り交わしをさせていただいたところでございます。

そして今回の議案提案となったところであります。

本件に関して、ご質問にもございましたけれども、一番やはり困らされていたのは、そこに暮らす住民の方々でございまして、私は本当に長期間にわたってご迷惑をおかけしたことに対して、本当に申し訳なく思っているところでございます。

行政といたしましては、こういう解決の努力は当然のこととございまして、今回、解決に至りましたことにつきましては、住民の方々の長年の苦勞に少しでも報いることが出来たら私はありがたいなと思っているところでございます。

それから今回の解決にあたりましては、更別村の過去の経緯が色々ございますけれども、幕別町の方々、町長を始めといたしまして真剣に取り組んでいただきましたことを心から厚く御礼を申し上げたいと思っているところでございます。

以上であります。

議 長 他に質疑はありませんか。
(ありませんの声あり)

議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 60 号、村の境界変更の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 12、議案第 61 号、中札内村及び更別村指導主事の共同設置

の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 61 号、中札内村及び更別村指導主事の共同設置の件でございます。

地方自治法第 252 条の 7 の規定により、中札内村と更別村は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める指導主事を設置し、共同して教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を執行するため、別紙のとおり規約を定め、中札内村及び更別村指導主事を共同設置するものでございます。

理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、市町村教育委員会に指導主事を置くように努めることなど、教育委員会の体制の充実が強化されたことにより、平成 23 年度から中札内村と更別村で指導主事を 1 名共同設置するため、地方自治法第 252 条の 13 の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本件に関しましては、本年 10 月より南十勝における共同設置の検討から始まりまして、検討協議の結果、指導主事設置の効果上の観点から中札内村との 2 村で共同設置することで合意に至ったところでございます。

11 月 30 日に合意書の締結を行ったところでございます。

指導主事共同設置規約内容等について、教育委員会で進めてきた問題でございますので、教育委員会の笠原次長に補足説明をいたさせますのでよろしくお願いいたします。

以上、提案説明といたします。

議 長
教 育 次 長

笠原教育次長

(議案第 61 号、中札内村及び更別村指導主事の共同設置の件について、補足説明を行った。)

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

2 番高橋議員

議長動議。

議 長

2 番 高橋さん

2 番高橋議員

ただいま、議題となっております、議案第 61 号、中札内村及び更別村指導主事の共同設置の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、産業文教常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願いいたします。

議 長

ただいま、2 番高橋さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

議 長

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議	長	<p>異議なしと認めます。 したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。 おはかりいたします。</p> <p>議案第 61 号、中札内村及び更別村指導主事の共同設置の件を産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思いをします。</p> <p>これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第 61 号、中札内村及び更別村指導主事の共同設置の件を産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第 13、議案第 62 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算(第 3 号)の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">岡出村長</p>
村	長	<p>議案第 62 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算(第 3 号)の件でございます。</p> <p>第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28,059 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,798,139 千円とするものでございます。</p> <p>2 項以下につきましては、お目通しを願うものでございます。</p> <p>今回の補正の主なものといたしましては、今年度、約 8 か月を経過してまいったわけでありまして、その中で執行残処理を含めて補正対応が必要なものの補正となっております。</p> <p>また、本年の 11 月 26 日の第 4 回臨時会におきまして、人件費の改正をしたわけでありまして、その人件費の減額補正でございます。</p> <p>特に補正額が大きいものといたしましては、保育所の入所児童が増加してございまして、これらに関しまして補助金、委託料の増額補正をするものであります。</p> <p>また新規事業といたしましては、上更別南地区の道路用地の寄付に伴いまして、測量、図面作成等に伴う委託料を補正させていただくもの、そしてプールのボイラーが今年も色々と業者の手によって稼動してきたわけでありまして、大変古くなって苦勞してきたわけですが、今回、再点検の結果、使用不能の状態ということになりまして、取替工事を計上するものであります。</p> <p>その他、今般、国の補助制度が決定いたしました、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種にかかるものを実施するための補正予算となっているところでございます。</p> <p>なお、江本副村長に補足説明をいたさせますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>以上、提案説明といたします。</p> <p style="text-align: center;">江本副村長</p>
議	長	

副 村 長 (平成 22 年度更別村一般会計補正予算 (第 3 号) の件について、補足説明を行った。)

議 長 昼食のため、暫時休憩いたします。 (12 時 10 分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (13 時 30 分)

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

4 番 堂場さん

4 番堂場議員 プールの改修工事費の件についてお聞きしたいのですが、これは 17,430 千円ということで、補正にしたらかなり大きな数字です。

ということは、前にも説明を受けたのですが、何十年だったか経っている。更新の時期が来て使えなくなって変えるのだという意見だったのですが、何十年も経って使えなくなるのであれば、計画的に補正で組まないで、ちゃんと予算を組んでやっていくべきではないかと思うのです。

それと急遽、この時期になってから 17,430 千円のお金をかけて改修しなければならないということは、そのボイラーが使えなくなったのかどうか。

議 長 江本副村長

副 村 長 プールにつきましては、11 月の全員協議会の中でも 23 年度の大型事業ということでやりたいということで急遽、それは財政的なこともありまして国の方でも経済緊急対策臨時交付金のメニューに果たして該当するかということも想定して 4 月当初から厳しいという状況がありました。その財政的な裏付けが財源を極力少なくしてということで今回、過疎債のメニューに当たるということで出させていただいております。ただ、平成 5 年にプールを建設しております、約 18 年経過しているところでございます。普通、ボイラーは耐用年数が 20 年程度と言われているのですが、財源的な裏付けを見ながら 12 月まで引っ張ってきた経過がございます。いずれにつきましてもプールのオープンは 5 月でございますので、取り替えると修繕にかなり期間を要するということがオープンに間に合わないということもございまして、今回、急遽、財源的な裏付け、過疎債の採択にもなりそうだとということで今回、補正させていただきました。ただボイラーの能力につきましても 40 万キロカロリーから 30 万キロカロリーに下げまして、省エネも図りながら配管の設備もかなり老朽化してきておりますので、そういったものも含めて能力を落として財政的なことも考えて、二酸化炭素の削減も新エネ計画も作っておりますので、そういったことも考慮して今回補正させていただくということで出しております。

議 長 4 番 堂場さん

4 番堂場議員 耐用年数が 10 年のところ、18 年も使っていたということになれば、当然、計画を立ててもいいように私素人でも考えます。

今、説明を受けているのには、本当に逃げ道なのです。

耐用年数が 10 年のところ、18 年も使っていたから、もう駄目だと言われれば、計画を立てられると思うのです。

それから全員協議会で細かいことを説明していますという説明も

おかしいと思います。

今後気をつけてほしいと思います

もう 1 点、土木費で、先程、寄付をいただいた土地を測量するのに 11,746 千円かかるという説明でした。その寄付をいただいた土地は、高規格道路で用地がかかるのに寄付をいただいた。その寄付をいただいた土地を測量するのにお金がかかるという説明でしたが、これは高規格道路にかかるのであれば、国で測量するという事にはならないのか。それから寄付をいただいたから国の買い上げの対象にはならないのか。

議 長
副 村 長

江本副村長

高規格道路は東 14 号を通るわけなのですが、それに交差する村道がございます。これは当然交差しますから、面積的には 14 号の幅のうちの村道の交差する所ですけれども、今回どうしてこういうふうにかかるかと言いますと、1 年で距離にして 14 キロメートル、面積にして 15.2 ヘクタールというような大きな面積になっておりますので、開発では当然、村道ですから、買収することなく道路敷地は村の土地でもなくて国で管理していますので、当然、開発から見れば無償で提供されるというふうに想定されます。その道路敷地におきまして、ある大きな会社の土地の名義になっていた。それで開発では、寄付をしてもらって、一旦村の方に名義を変えてやってくれるということで、今回、測量の費用と登記のための地籍更正の費用で大きな金額になるものでございます。村で高規格道路の促進という意味からも今回、測量の経費を補てんさせていただくということで出したわけでございます。そのような経過でございます。

議 長
6 番松橋議員
議 長
副 村 長

6 番 松橋さん

その 15.2 ヘクタール全てが高規格の用地なのですか。

江本副村長

これは 1 年で道路の名義が全部面積とキロ数において、大きな会社の名義になっているものですから、測量しなければならないということで、莫大な面積と 14 キロメートルという経過になったわけでございます。高規格と村道と交差する部分ではなくて、土地の基盤がそういうふうになっているということで、面積と距離数の測量ということで大きな測量の経費と登記のための地籍修正を合わせて、こういう金額になるものであります。

議 長
6 番松橋議員
議 長
村 長

6 番 松橋さん

残りの土地は村有林になるという理解ですか。

岡出村長

高規格道路の関連で土地を調べていたところ、村道の土地がニッタの土地であったということなのです。調べた結果、村内に全体として 32 ヘクタール、道路用地の土地の名義がニッタの名義だったということなのです。今般、そのうち急ぐ部分、上更別南地区の一带なのですけれども、約 14 キロの 15.2 ヘクタールについてニッタとの交渉の中で寄付をしていただくということで、ニッタとの折衝の結果、ニッタの方も寄付しますという折り合いがついたわけであります。ただし、

その土地については法務局の方には図面も何もなくてただ台帳上、そういう土地があるということの中で名義変更するにしても出来ないわけです。きちんと測量して図面化をして法務局に申し出なければ正式な寄付、そして名義変更は出来ないということになりましたので、今回、全部測量して名義変更すると言う形になります。ただ、高規格道路を通る部分についてはわずかな土地になりますけれども、全体として道路用地の確定と名義変更をするということで理解をしていただきたいと思います。

議長
4番堂場議員

4番 堂場さん

その 15.2 ヘクタールが全部高規格道路にかかる説明だから、我々は聞いているのであって、今の村長の話の聞くと、その高規格道路以外の寄付をいただいた所は今までどおり村道として使うために測量するという説明をしていただければ質問は何もいらぬのだけれども、高規格のためにするって言うから国で買ってくれないのかというくだらない質問にもなってきたのですけれども、よくわかりました。

議長
7番本多議員

7番 本多さん

8 ページの道支出金の件なのですけれども、先程の説明の中で民生費の道補助金は道の財政難から 3,708 千円が減額されるということですが、これはルール分ではなくて、こちらから申請した補助金なのか。

議長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

8 ページの道補助金、民生費道補助金の中の特別保育事業補助金の関係と国庫補助金の次世代育成支援対策交付金の関係が若干変更になっております。その関係で補助要綱が変わりました。

まず特別保育事業補助金、年度当初はこの事業のメニューとしては一時保育、子育て支援センターの事業が補助金の事業メニューとして 3 分の 2 の補助金を計上させていただいております。これが先程申し上げたように変更によって延長保育事業ということに変わっております。これは補助率も 3 分の 2 ということでございまして、補助金のメニューが変わったことによって、総事業費の変化がございまして、それに基づいて補助率は同じなのですけれども、頭の事業費が変わっておりますので、3,708 千円の減額ということでございまして。

また国の補助金もメニューが変わったということでの、当初予算段階では、次世代育成支援対策交付金につきましては、延長保育が 2 分の 1 の補助率をもって計上させていただいているところですが、今回の変更によりまして子育て支援センターと一時保育事業の分がこの中に変更になったということでございまして、補助率は同じく 2 分の 1 ということでございまして、事業費の変更によって 2,896 千円の増額ということで双方、補助事業の変更と言いますか、要綱の変更によってこのような組み換えになったということでございまして。

議長
7番本多議員

7番 本多さん

この減額あるいは増額によっての保護者や保育所に負担がかかるというわけではないということですね。

議長

真鍋保健福祉課長

保健福祉課長

そのとおりでございまして、今回、歳入の面だけ変更させていただいております。それで保護者または事業費の方については影響ないということでこの段階では捉えております。

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

17 ページの予防接種関連についてお伺いいたします。

子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成ということですが、子宮頸がんワクチンに関しましては3回分、45,000 円、村内の診療所で接種した場合に3回分 45,000 円全額助成と言うことは前回のことでお伺いしています。ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、今回新たに助成していただくということになりましたので、このワクチンにつきましては対象年齢と接種する年齢によって接種回数が変わってきますので、おのずとかわってくる経費も変わってくるのですが、それに対する助成率ですとか、接種場所、対象年齢について詳しい説明をお願いします。

議 長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

今回、国の補助金の対応によって、3つの予防接種の予算を計上させていただきます。

子宮頸がんにつきましては、本村におきましても先行として中1から中3の対策を取ったところがございますが、今回、国の方では拡大されまして、対象者が高1の年齢相当分までということで引き上げになっておりますので、その引き上げ分を今回補正させていただきます。

またヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンも国の対象年齢に合わせた形の中で今回予算化をさせていただきます。

まずヒブワクチンの関係でございますが、0歳から4歳ということでおさえておきまして、それぞれ回数が違います。接種時期と言いますか月によって、大まかな年齢時の接種は0歳児におきましては3回接種、1歳児につきましては1回接種、2～4歳児につきましては1回接種というようなことで捉えておきまして、うちの対象児のそれぞれの人数的回数分、100%の接種率を見込んで計上させていただきます。国の方の補助の分は2分の1相当を助成対象としているところがございますが、本村におきましては2分の1上積みして全額助成ということで接種される保護者の方につきましては無料ですということです。接種場所は更別村国保診療所に限定しております。

また小児用肺炎球菌ワクチンも同じ考えでございまして、0歳から4歳児ということでございます。0歳児につきましては3回接種、1歳児は2回接種、2から4歳児については1回接種ということで大きな回数のくくりはこのようなおさえておきまして、微妙に一部変化がございますが、それは実施の段階で十分診療所の先生等々とやりとりしながら行き違いのないように実施したいということで考えております。これも全額助成ということでございます。

ヒブワクチンにつきましては1回6,000円、小児用肺炎球菌ワクチンについては8,000円ということで料金単価を設定しておきまして、全額助成ということで診療所に接種人数分を助成金として支払うと

議長
3番菊地議員

いう形の中で実施をするということで調整しております。

3番 菊地さん

対象年齢が幅広くて標準的な接種時期に接種出来ないお子さんに対してもしっかり対応していただいているということで、非常にありがたいと思います。

先行して打ってしまった方というのがヒブワクチンですとか小児用肺炎球菌ワクチン、この助成になる以前にすでに自主的に診療所で接種を済ませてしまった方というのがいらっしゃいます。その場合は今年度分として遡って助成されるのか、それともどこの時点から全額助成という形になるのでしょうか。

議長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

村サイドとしては1日でも早く考えているところですが、現段階では国の補正が通って、その後、道の方に基金を設置して国からの補助金は道で基金の中に組み込んで最終的に町村に要綱をもって実施しましょうという流れになってくるのかなと思っているのですが、現在のところ、まだしっかりした実施要領的なものがまだ降りてきていない段階で、着き次第実施したいなということで捉えております。

昨日も診療所の先生をヘッドとする総合アドバイザー会議を開催しているところですが、そういったことも含めてやりとりをして先行して協議とか調整出来るものはやっている段階でございます。基本的には実施要綱が全額助成という考え方を持ってしまして、既に意識が高いお母さん方とか保護者の方が先に任意で接種した方につきましては今のところ助成の対象としては捉えていないところです。

議長
3番菊地議員

3番 菊地さん

他の自治体によっては年度途中で始めても、年度内に接種した方は対象になりますというところもありますので、それもちよっとご配慮いただけたらと思います。

あとせっかく今回補正で上がっているのですから、なるべく早く、もちろん年度内に全額助成での接種開始ということになると思いますが、今回、補正で議会を通ったならば早くスタートしていただきたいと思います。

先程、任意でおっしゃいましたが、これはあくまでも任意の接種ですので、もちろん予防接種にはリスクもありますので、そこら辺のことをきちんと保護者の方に説明をして、全額助成だからこれはリスクがあった時も行政の責任ということではなくて、あくまでも自己責任においての任意接種であるという、それに対する全額助成であるということもリスクの部分も保護者の方にきちんと説明をして啓発していただきたいと思います。

議長
村長

岡出村長

この予防接種は子宮頸がんから始まって、ヒブ、肺炎球菌と国の経済対策的な形で打ち出されてきたのです。そして、国の経済対策がきちんと決まらないうちは、それ以前にやったものについては対象にしませんよというようなことでワクチン接種がされて実施されるわけですけれども、本来、本当に年度途中で次々とかこういう政策を打ち出

されるということについては、私どものような町村では対応出来るけれども多くの町村は出来ないのです。本当にやるのならきちんと年度当初からやるとか、そういうふうにしてもらわないと、うちらとしても本当に困るという実態があります。

今回、国の指示通りにやらない、前のものについては対象にしないということをございますので、その辺は理解してほしいと思いますし、この予防接種については任意ということでもありますので、あくまでも本人の責任において決して私どもは責任の回避をするということではございませんけれども、保護者の方にきちんと説明をしてやってまいりたいと思っております。

議長
1 番赤津議員

1 番 赤津さん

地方振興費で 142 千円、生活交通路線維持対策事業ということだから、つまり十勝バスの件だろうと理解をしますが、本来、国や道でこの制度には補助金が出ていると思います。なおかつここで補正でこの金額が出るということはどういうことなのか。

議長
企画政策課長

三好企画政策課長

この件につきましては、広尾線のバスの関係でございます。

この部分につきましては、国、道の補助も受けてございます。生活交通路線維持ということで、助成制度がございます。その制度の内容につきましては、経常経費分の 45% を国、道で補てんするということでございます。その 45% を超える分につきましては沿線の自治体が支援するという条件付きで国、道の支援もあるという制度の内容になってございます。今後もこの部分、赤字が膨らむという予測が十勝バスの方でございます。広尾線につきましては、帯広市と 5 町村で協議会を設置しておりまして、その運行について維持していこうということで話し合いを進めている組織でございます。ただ今後とも、赤字が拡大するおそれがあるというシミュレーションがあるものから、その部分についてどう対応していくのか今後、話し合いの場を設けるということで進んでおります。

議長
1 番赤津議員

1 番 赤津さん

まだそういう懸念はあるということなので、だとすると町村ではそれなりの対応は大事だと思います。乗る人が本当に少なくなっているものですから、南十勝でもどこでもそうですし、新聞を見ていると都市間バスが釧路の方は乗らなくなって年度末で終わりだという話も聞いています。毎年こういうことになってくると大変ですので、各沿線、協議会設立ということであればしっかりしたピーアールが大事なことと、それぞれの町村で乗ってもらう工夫で村内の路線の変更とか、市街地区の流れがないものですから、そういう計画があるのか、ないのかお聞きしたいと思えます。

議長
企画政策課長

三好企画政策課長

バスの路線変更につきましては、平成 17 年の時もバスの路線の変更をして利便性をあげてほしいという要望がございました。それでその時に 14 日間、市街地の部分の乗降客数を調査したところなのですけれども、その当時はそれぞれのバス停留所が利用されているので、

路線変更には至らなかったという経緯がございました。その後も色々
と要望が再三にわたってなされてきたわけなのですけれども、そんな
中で前回の検討から 5 年が経過したということで今年も 14 日間程乗
降客数の調べを行ったところです。ただ停留所はそれぞれ時代ととも
に色々な形の中で利用されることがあるものですから、その時々の利
用状況によって路線変更するというにはならないのかなと村の方
は思っていました。ただ、5 年が経過しまして今の路線につきま
しては、帯広から来ますと国道を通りまして南 1 線を市街地に向か
って入りまして、本通りを抜けて南 2 線を通って国道を通って広尾
町へ行くという路線なのですけれども、福祉の里の方に診療所だど
か、老人保健福祉センターの温泉等、たくさんの公共施設が出来たと
言うことで、その利便性を上げることによって住民サービスの向上
も図れるのかなということで、その部分で検討をさせていただいたと
ころでございます。そんなことで、多くの方が利用する施設を経由し
た路線が望ましいだろうということで帯広方面から入りまして国道
を通って南 1 線を抜けて本通り、そして南 2 線の途中、NOSAI の前か
ら東 1 条線、診療所、温泉の前を通って南 3 線に抜けて国道に抜ける
ということで路線変更をしたいということで村の方は考えておりま
して、11 月 29 日の行政区長会議にその旨ご説明申し上げまして、理
解を得たところでございます。ただ路線変更にあたりましては、先程
申し上げました協議会を始め、警察、国、十勝バス、それぞれの許可
をいただかなければならないということで、今後その部分の許可を得
るべく協議を進めてまいりたいと思っております。それでなるべく
早く路線変更をしたいということで考えていまして、予定では順調に
いきますと来年の 4 月 1 日、ダイヤ改正に合わせて路線変更をしたい
ということで事務を進めているところでございます。なお、路線の変
更に伴いましてバス停の位置につきまして若干見直しが必要だとい
うところもございまして、希望のところに設置出来るかどうかは
道路の形態等、色々ありますのでそのあたりも検討を加えながら位置
を決定して路線変更に合わせて進めていきたいということで現在の
ところ事務を進めている最中なのですけれども、そういったことで進
めているということでよろしくお願いいたします。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第 62 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議 長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 14、議案第 63 号、平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 63 号、平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件でございます。

第 1 条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,054 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 544,172 千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,351 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 411,838 千円とするものでございます。

2 項についてはお目通しを願います。

事業勘定の歳出から説明をさせていただきます。

9 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費、974 千円の追加でございます。項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、1,093 千円の追加でございます。これにつきましては、国保連合会の負担金として 148 千円の追加、北海道自治体情報システム協議会の負担金として 945 千円を追加するものでございます。これにつきましては、23 年度に向けまして電算システムの改修が必要となったところでございまして、このシステムの改修費として追加をさせていただくものでございます。なお、この費用につきましては特別調整交付金で措置されるということになってございます。

項 2 の徴税費、目 1 の賦課徴収費でございますが、242 千円の追加であります。これにつきましては一部事務組合負担金として十勝市町村税滞納整理機構の負担金として 32 千円を追加するものでありますが、実態に応じて確定分の追加をするものでございます。次に特別会計の負担金、北海道自治体情報システム協議会の負担金として 210 千円の追加でございますが、これにつきましては 22 年度部分の税制改正に伴うシステムの改修ということで今般、追加をさせていただくものでございます。

項 3 の運営協議会費、目 1 の運営協議会費、361 千円の追加であります。これにつきましては国保運営協議会運営にかかる委員の報酬並びに研修旅費の減額でございますが、実績見合いにより今般、減額をさせていただくものであります。

次のページにまいりまして、款 2 保険給付費でございますが、58,575 千円と大きく追加をさせていただくものでございます。今年に入りまして高額医療にかかる方が大変増えてまいりまして、そのために現在の推計の中では予算よりも 20%程増えるという予想のもとに今回追加をさせていただくものでございます。

項 1 療養諸費、49,500 千円の追加であります。目 1 一般被保険者療養給付費でございますが、44,000 千円、先程説明いたしました通り大きく医療費が伸びてございますので追加をさせていただくものであります。目 2 退職被保険者等療養給付費につきましては 5,500 千円の

追加であります。

項 2 高額療養費、9,075 千円の追加、目 1 一般被保険者高額療養費につきましては 8,482 千円、目 2 退職被保険者等高額療養費につきましては 593 千円、それぞれ追加をさせていただくものであります。

款 3 後期高齢者支援金等につきましては 118 千円を追加させていただくものであります。

款 9 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金、33,613 千円の減額でございます。基金の積み立てを今年予定をいたしていたところでございますが、先程ご説明のとおり医療費が大きく伸びてきております。そのために歳入歳出の調整を図る中で積立金につきましては、今般減額をさせていただいて、歳入歳出の調整を図るものであります。

続いて歳入、7 ページをお願い申し上げます。

款 3 国庫支出金、18,928 千円の追加であります。医療費の伸びとともに国庫支出金等につきましては、ルール分によって増えてまいりますので今回大きく追加をさせていただくものでございます。項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金、17,625 千円の追加であります。項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金につきましては 1,303 千円を追加させていただくものです。これは先程申し上げましたシステムの改修費等にかかるものにつきましては特別調整交付金で措置をされるということで予算化をいたしてございます。

款 4 療養給付費等交付金、項 1 療養給付費等交付金、目 1 療養給付費等交付金、これにつきましては 6,093 千円の追加でございます。

款 5 前期高齢者交付金、項 1 前期高齢者交付金、目 1 前期高齢者交付金につきましては、137 千円の追加であります。

次のページ、款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては 896 千円の追加であります。保険基盤安定繰入金、保険税軽減分については 742 千円の追加であります。軽減分が多くなりますと、それを補てんしなければなりません。この軽減分につきましては、道において 4 分の 3、村において 4 分の 1 をそれぞれ負担するものでございます。保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましては、508 千円の追加であります。これにつきましては国の負担が 2 分の 1、道と村がそれぞれ 4 分の 1 を負担するというところでございます。次に財政安定化支援事業分でございますが、これは額の確定によりまして、25 千円を減ずるものであります。4 のその他一般会計繰入金につきましては 329 千円の減でございます。事務費対象分につきましては 329 千円を減額するものでございます。

続いて診療施設勘定の歳出、16 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、1,764 千円の減でございます。給料の改正によりまして、それぞれ給与につきましては減額をするものでございます。役務費につきましては 155 千円の追加でございますが、これにつきましてはクリーニング料が不足いたしますので追加をさせていただきたいと思っております。

款 2 医業費、項 1 医業費でございますが、8,121 千円の追加でござ

います。この内訳といたしまして、目2 医薬品衛生材料費につきましては、8,094千円追加させていただきます。これにつきましては、子宮頸がんのワクチン並びにヒブ、肺炎球菌等のワクチンを含みます医療用薬品を追加させていただくものであります。前回、一般会計で子宮頸がんの補助を決めてございましたけれども、診療施設勘定の方は補正予算を次に回すということで今回合わせて追加をさせていただくものでございます。目3 医療委託料につきましては、27千円の追加であります。医療機械の借り上げ料でございます、これは睡眠時無呼吸症候群の疑いのあるものの検査装置を借り上げするというところでございます。

款3 公債費、項1 公債費、6千円の減でございます。目1の元金につきましては9千円を追加させていただき、目2の利子につきましては15千円を減ずるものでございます。

続いて歳入でございます。15ページをお願い申し上げます。

款1 診療収入につきましては6,357千円の追加であります。項1 入院収入、目2 社会保険診療報酬収入につきましては2,728千円追加させていただくものであります。社会保険診療報酬の収入については伸びるという見込みのもとに追加をさせていただきます。項2 外来収入、目2 社会保険診療報酬収入、これにつきましては1,919千円を減ずるものであります。今年度、診療報酬の改定がございまして、特に外来に関するものについては診療報酬が引き下げられておるところでございまして、これによりまして今年この程度診療収入が下がるのではないかという見込みのもとに減額をするものでございます。項3 その他の診療収入、目1 諸検査等収入につきましては5,548千円追加をさせていただきます。これにつきましては、子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌等、予防接種にかかるものの収入増を見込みまして補正をさせていただきます。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、6千円を減ずるものであります。これについては公債費部分を一般会計からの繰入金で調整するということになってございます。

なお事業勘定もそうでございますが、給与費の明細表につきましては、お目通しをお願いするものでございます。

よろしくようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第63号、平成22年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

議 長
議 長
村 長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第64号、平成22年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議案第64号、平成22年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,084千円とするものでございます。

2項についてはお目通しをお願い申し上げます。

歳出から説明申し上げます。

7ページをご覧いただきたいと存じます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、74千円の減額でございます。事業費におきまして84千円の減でございます。これにつきましては、今年から決算、予算、これは村の印刷機で印刷することになりまして、これで84千円印刷費を減額するものでございます。

19の負担金補助及び交付金、10千円の追加でございますが、これは制度の周知といたしまして、広報にかかる経費を追加するものでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、項1、目1とも同じでございますが、455千円を追加するものでございます。この度、連合会の納付金の確定に伴いまして、455千円を追加させていただくものでございます。

次に歳入5ページをお願い申し上げます。

款1後期高齢者医療保険料、86千円の減でございます。その内訳といたしまして、目1として特別徴収保険料につきましては大きく7,330千円の減、目2の普通徴収保険料につきましては7,244千円を追加させていただくものでございます。平成20年度の実績をもとに、特別徴収保険料につきましては7割、普通徴収保険料につきましては3割という割合で保険料を予算化してございましたけれども、実際は特別徴収保険料につきましては45.4%、普通徴収保険料につきましては54.6%ということでございまして、それぞれ調整をさせていただくものでございます。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては379千円の増でございます。保険基盤安定繰入金として546千円の追加、これらにつきましては軽減分の増によるところでございまして、軽減分につきましては、それぞれルールにしたがって道が4分の3、村が4分の1負担することになってございまして、546千円を追加するものであります。その他一般会計繰入金といたしまして、167千円の減でございます。これは事務費対象分として167千円を減ずるものであ

ります。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、78千円を追加するものであります。前年度繰越金でございます。

次のページ、款5広域連合支出金、項1広域連合交付金、目2円滑運営臨時特例交付金につきましては10千円を追加いたします。これにつきましては、先程歳出で説明いたしましたが、制度改正に伴う広報等の周知ということで10千円追加をさせていただくものであります。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第64号、平成22年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16、議案第65号、平成22年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第65号、平成22年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ328千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,484千円とするものであります。

2項以下については、お目通しを願ひます。

歳出から説明をさせていただきます。

8ページをお願い申し上げます。

款1水道経営費、項1水道経営費、目1水道管理費につきましては328千円の減額でございます。給料、職員手当等、それぞれ補正させていただきますけれども、職員手当等につきましては、住宅手当として逆に増えてございますが、今般105千円を追加させていただくものであります。15の工事請負費につきましては、186千円の減、これは仕切弁の取替え工事を行ってございますが、執行残によりまして126千円の減となっております。水道メーターの取替工事も行っておりまして、これにつきましては執行残として60千円を減するものであります。

す。19の負担金補助及び交付金につきましては246千円の減でございます。これは簡易水道施設整備負担金の減となるものでございまして、南札内浄水場を改修いたしてございまして、主には仕切弁、バルブの取替え工事を行ってございますが、これにつきましては執行残として246千円を減額するものであります。

次に歳入の6ページをお願い申し上げます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1水道費国庫補助金につきましては、201千円を減額するものであります。歳出で申し上げました南札内浄水場改修に伴うものでございまして、執行残が出てございますので、その分補助金も減ってくるということでございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては34千円追加するものであります。これは財源補てん分として追加をいたします。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては61千円を減額するものであります。これは前年度繰越金決定による補正でございます。

款7村債、項1村債、目2過疎対策事業債につきましては100千円を減額するものでございます。これにつきましても、南札内浄水場改修に伴う執行残ということで、これと連動して整備事業債につきましても減額となるものであります。

給与費明細表につきましては、お目通しを願うものでございます。

3ページをお願い申し上げます。

3ページは第2表の地方債の補正でございます。これにつきましては、表中アンダーラインを引いてございますが、今まで補正前は過疎対策事業債として2,000千円見てございましたが、今回、1,900千円にするものでございます。計におきましては4,000千円を3,900千円にするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第65号、平成22年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 17、議案第 66 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

村 長 提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議案第66号、平成22年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,546千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186,605千円とするものであります。

2項以下につきましては、お目通しを願うものであります。

歳出7ページから説明させていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては97千円の減でございます。これにつきましては、人件費に関するものでございます。

款2事業費、12,449千円の減額であります。項1下水道整備費、目1下水道建設費につきましては106千円の減、これにつきましては13の委託料として84千円の減、18の備品購入費として22千円の減でございますが、委託料につきましては認可変更計画の策定が終わりまして執行残として84千円減ずるものであります。施設管理用備品購入費であります。これはメーター器の購入でございまして、これにつきましては執行残として22千円を減額いたします。

項3個別排水処理施設整備費、目1個別排水処理施設整備費につきましては、大きく12,343千円を減額するものでございます。13の委託料といたしましては808千円の減、これは個別排水処理施設実施設計委託料でございまして、執行残として減額いたします。15の工事請負費につきましては11,535千円の減でございまして、個別排水処理施設につきましては、当初15基の整備を計画して予算化してございますが、これまで確定したのにつきましては10基ということでありまして、5基分減額をさせていただきます。それから浸透枘につきましても3基分予定してございましたが、実績では1基ということ、2基を減額させていただくものであります。これから冬場に入るわけでありまして、これからの事業につきましては例年ございませんので、今年度は個別排水処理施設につきましては、10基ということを決めさせていただいて、それぞれ執行残を整理させていただくものであります。

次に歳入6ページをお願い申し上げます。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、3,887千円を減額するものでございます。これは財源補てん分として減額をさせていただきます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、59千円の減額でございます。前年度繰越金確定によります減額補正でございます。

款6村債、項1村債、8,600千円の減でございます。目1下水道事業債につきましては5,500千円、目2の過疎対策事業債につきましては3,100千円を減額させていただくものであります。これにつきまし

ては、いずれも先程歳出で説明申し上げた、個別排水処理施設の整備減によるものでございます。

次に3ページ、地方債の補正を説明させていただきます。

第2表地方債でございますが、これにつきましては、補正前の下水道事業債につきましては14,500千円と見てございましたが、9,000千円に補正するものでございます。過疎対策事業債につきましては、7,900千円が4,800千円、合計で22,400千円を補正前は見てございましたが、13,800千円にするものでございます。

給与費明細書につきましては、お目通しを願うものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長 これで質疑を終わります。これから本案に対する討論を行います。討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。これから議案第66号、平成22年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、意見書案第10号、北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番 松橋さん

6番松橋議員 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

国が、今年6月「新成長戦略」で掲げた、食料自給率の向上、温室効果ガスの削減などの目標達成のため北海道の役割はきわめて大きく、北海道の計画的な開発を継続することが求められています。しかしながら、8月末に公表された国土交通省組織・定員要求は、北海道局の廃止・統合が危惧される内容です。さらに、北海道局は北方領土隣接地域の振興を所掌しており、ロシアの不法な動きがある中、北方領土交渉の影響も懸念されます。

よって、国においては、北海道の役割や位置づけを踏まえ、北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続を図るよう、強く要請するた

め、菊地議員の賛成を得て提出するものです。
ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第 10 号、北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議 長 おはかりいたします。
議事の都合により 12 月 9 日から 12 月 15 日までの 7 日間休会いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、12 月 9 日から 12 月 15 日までの 7 日間休会することに決定しました。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって、散会いたします。

(14 時 47 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 12 月 8 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 菊 地 ル ツ

同 議員 堂 場 聰 志